

里親等への支援について③

テーマ

3 特別養子縁組に関する取組の推進

背景と経緯

- 平成28年の児童福祉法改正で、養子縁組里親が法定化されたことに加え、養子縁組に関する相談・支援が都道府県（児童相談所）の業務として位置付け
- 「新しい社会的養育ビジョン」では、実家庭で養育ができない子供や、家庭復帰に向けた努力をしても実家庭に戻る事が困難な代替養育を受けている子供の場合、永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢と記載
- 家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、できる限り早期に特別養子縁組ができるよう、乳児院において、養子縁組里親への委託に向けた支援を行う事業を平成29年度から開始
- 平成30年4月、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」施行
- 令和元年6月の民法改正法の成立により、特別養子縁組の対象年齢が原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられることが決定

論点 特別養子縁組に関する取組の推進

現状と課題

- 養育家庭だけでなく、養子縁組里親に対しても、委託前に十分な交流を行えるようにするための支援が必要
- 縁組成立後も、悩みを抱える養親からの相談ニーズは高い
- 縁組成立後の実親への支援について、都としての統一的な支援方針が整理されていない
- 新生児の養子縁組里親への委託について、時期の重複により、早期に里親委託を開始できない状況が生じた
- 民間あっせん機関は都道府県を越えてあっせんを実施
○養親に対するあっせん機関の支援には差が生じるおそれがある
- 養親希望者と子供のマッチングやマッチング後の支援に関して、都と民間あっせん機関との連携が必要
- 民法改正により、養育家庭に委託されていた子供が特別養子縁組の候補となるケースが増えることが想定され、そうしたケースへの適切な対応が必要

今後の方向性

- 交流期間中の養子縁組里親への支援を充実させ、委託に向けた交流を促進
- 縁組成立後の養親からの相談に対応するための体制を充実
- 縁組成立後の実親への支援、実親子の交流のあり方について検討
- ニーズに対応できる体制を整備し、新生児委託を一層推進
- 民間あっせん機関によるあっせんケースについては、必要に応じて他の道府県や地域の自治体と連携
- 都と都内の民間あっせん機関との間で会議を開催するなどして連携を図るとともに、相互に養親候補者を紹介する仕組みを構築
- 養育家庭委託から養子縁組里親委託への切り替えが円滑にできるよう、里親の認定・登録のあり方を検討